

# 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 被災児童生徒就学援助事業（学校給食への活用例）

## <被災児童生徒就学援助事業の概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において対象者増や単価増が見込まれるため、都道府県等の新たな負担を全額国費で支援
- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を交付し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金において区分経理した上で積み増し、資金を管理



### 【小・中学校】

（対象者）震災により就学困難となった児童生徒

（補助率）10/10

（対象者数）約39,000人（小学校：約26,000人 中学校：約13,000人）

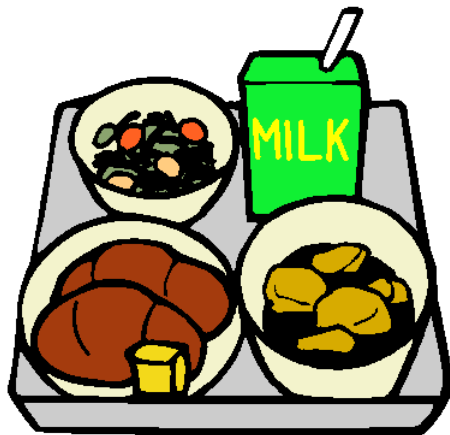
（対象費目）学用品費、通学費、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費、医療費等

（対象事業）市町村等が行う就学援助事業（被災児童生徒就学援助事業）

## 学校給食への特例交付金活用イメージ

### 従来からの就学援助制度

（東日本大震災前）



完全給食

（対象経費は学校給食費のみ）

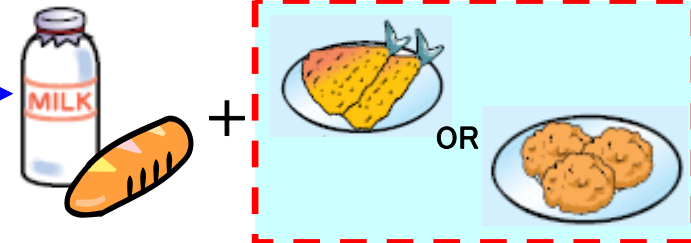
### 第1次補正成立後の特例交付金による就学援助制度

（東日本大震災直後）



パンと牛乳のみ

（東日本大震災復興期）



パンと牛乳 + おかず等の購入

（対象経費は学校給食費 + 現物給付に係る経費）



弁当の購入

（対象経費は現物給付に係る経費）

※学校給食費に加え、設置者が民間事業者等からおかずや弁当等を購入して提供する場合は対象となります。（ただし、補助限度額の範囲内）